

吉原高等学校県有 PC 端末貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、ICT を利活用した教育を進め、教育の質の向上を図るため、静岡県立吉原高等学校（以下「吉原高校」という。）に在籍する児童生徒に対して県有 PC 端末の貸付けに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「県有 PC 端末」とは、県の備品として管理しているタブレット端末又はキーボード付きパーソナルコンピュータで、吉原高校での学習活動に必要な不可欠な教材・教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じたものをいう。

(貸付物品)

第3条 この規程により貸付けを行う物品（以下「貸付物品」という。）は、県有 PC 端末及びその使用のために必要な付属品とする。

(貸付対象者)

第4条 貸付物品の貸付けを受けられる者は、吉原高校に在籍する生徒とする。

(事務)

第5条 校長は、在籍する生徒に貸付物品を貸付けする。

(貸付けの申請)

第6条 貸付物品の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、県有 PC 端末借受申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）を校長に提出しなければならない。

(貸付けの承認)

第7条 校長は、前条の申請書を受理したときは、貸付物品の貸付けを承認するものとする。

(貸付料)

第8条 貸付物品の貸付料は、無償とする。

(貸付期間)

第9条 貸付物品の貸付けの期間は、申請書の借受期間とする。

(管理)

第10条 校長は、貸付物品の貸付状況を常に明らかにするために、貸付台帳（様式第2号、以下「台帳」という。）を備えなければならない。

2 校長は、貸付物品の貸付状況に異動が生じたときは、台帳に記載するものとする。

(貸付物品の取扱)

第11条 貸付物品の貸付けを受けた者（以下「利用者」という。）は、貸付物品について細心の注意をもって管理するものとする。

2 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸付物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。

- (2) 貸付物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 貸付物品を、学習活動以外に使用すること。
 - (4) 貸付物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
- 3 利用者は、校長から貸付物品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- (充電に係る経費)

第12条 県有 PC 端末の充電に係る経費は、利用者の負担とする。

(亡失又は損傷の届出)

第13条 利用者は、貸付物品を亡失したとき又は貸付物品が損傷したときは、直ちに校長に申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、当該事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕費等の貸付物品の原状復旧に要する費用は、利用者の負担とする。
- (損害賠償)

第14条 利用者は、貸付物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

(貸付けの中止)

第15条 校長は、第9条の貸付期間中であっても次の各号の一に該当するときは、貸付物品の貸付けを中止することができる。

- (1) 利用者が休学又は留学等により長期に登校しないこととなったとき。
- (2) 利用者が、吉原高校の生徒でなくなったとき。
- (3) 利用者が、第11条の規定に違反したとき。
- (4) その他、貸付物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

(貸付物品の返却)

第16条 利用者は、第9条の貸付物品の貸付けの期間内に、貸付物品を返却しなければならない。

- 2 利用者は、第15条による貸付けの中止を受けた場合は、校長が別途定める日までに貸付物品を返却しなければならない。
- 3 利用者が、貸付物品を前項の返却日までに返却せず、校長からの督促にも応じない場合は、利用者は貸付物品の価額を弁償する責任を負う。

(連帯保証)

第17条 利用者の親権者又は未成年後見人は、本貸付規程に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証する。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年7月9日から施行する。